

お客さま各位

尼崎信用金庫

「外国為替及び外国貿易法」に基づく適法性確認へのご協力をお願い

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫では、「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外為法」といいます。）に基づく経済制裁措置に対応するため、外為法第17条の規定により、お客様のお取引が外為法上の規制対象取引ではないこと（もしくは、当局から許可を受けていること）を確認することが義務付けられております。

お客様におかれましては、法令に基づく確認義務の適正な履行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

■ 主な規制対象取引は、以下のとおりです（一部抜粋）。

1. 外為法で指定された資産凍結等経済制裁対象者との取引
※具体的な対象者は、財務省のホームページでご確認いただけます。
2. 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」に該当する取引
・ 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの
・ 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの
3. 北朝鮮に対する「支払の原則禁止措置」に該当する取引（人道目的かつ10万円以下の場合を除く）
・ 最終的な資金の受取人及び受取人の実質的支配者の中に北朝鮮居住者（個人・法人）が含まれる支払
4. 北朝鮮の「資金使途規制」に該当する取引
・ 「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの
5. イランの「資金使途規制」に該当する取引
・ 「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの
6. ウクライナ情勢をめぐる「経済制裁措置」に係る支払等に該当する取引
・ 特定の個人・団体等（注）の資産凍結等の経済制裁対象者との取引
・ ロシアの特定銀行、ロシア政府等による証券の取得等に係るもの
・ ロシア・ベラルーシとの間の特定品目の輸出入、特定団体への輸出に係るもの
・ ロシア・ベラルーシ向け特定技術の提供、特定団体への技術提供、特定サービスの提供に係るもの
・ ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資に係るもの
・ ロシア法人等により外国において行われる事業に係る対外直接投資に係るもの
(注) 特定の団体等となるロシア・ベラルーシの団体（ロシア中央銀行を除く）については、当該団体により株式の総数または出資の総額の50%以上を直接所有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く）も資産凍結等の措置の対象となります。

■ お客様へのお願い

○上記の規制対象取引に該当しないこと（もしくは、当局から許可を受けていること）をご確認のうえ、お取引をご依頼いただきますようお願い申し上げます。

○お取引のご依頼に際して、「外為法上の規制対象取引」に該当しないこと、お取引目的をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地（国名）、船積地域（都市名）、仕向地（国名）（※仲介貿易の場合）をご申告ください。

○依頼のお取引内容によりましては、確認資料の提出をいただいても、さらに助けて資料の提出をいただく場合や、取引のお取組み（対外発電）までにお時間をいただく場合があります。また、後日助けて資料の提出をいただく場合や、お取扱できないこともございますので予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

○その他、規制内容等の詳細につきましては、財務省・経済産業省のホームページにて最新の情報をご確認下さい。

以上